

件名	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領の改正により、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金により行う事業の実施期間が1年延長されたことに伴い、基金の設置期間を延長するための改正。

○附則第2項の改正

この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。



平成27年12月31日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○基金事業の内容

- 1 事業実施主体 県、市町
- 2 事業実施期間 平成21年度～26年度
- 3 事業内容 (負担割合 国10/10)

事業メニュー	実施主体	備考
介護基盤緊急整備等事業		
○介護基盤の緊急整備特別対策事業	市町	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金による
○既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業	県・市町	
○介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る市町追加補助事業	市町	地域活性化・公共投資臨時交付金による
介護支援体制緊急整備等事業		
○認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	市町	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金による
○既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業	県・市町	
○特別養護老人ホーム等の整備促進	市町	
○地域支え合い体制づくり事業	市町	

4 基金の額

(単位：千円)

	増加			利子等	減少	残額
	積立				取崩し	
	①	②	③			
平成21年度末	4,404,590	—	906,334	5,072	86,874	5,229,122
平成22年度末	360,000	987,782	—	11,980	2,070,539	4,518,345
平成23年度末	—	—	—	8,491	2,346,162	2,180,674
平成24年度末	47,581	—	—	3,672	312,073	1,919,854
平成25年度末	—	—	—	(2,192)	(613,209)	(1,308,837)
平成26年度末	—	—	—	(1,963)	(1,309,837)	(963)

※①介護基盤緊急整備等臨時特例交付金

※()内は見込み

②介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金

※利子等には、返還金も含む

③地域活性化・公共投資臨時交付金